

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職務の級の決定） 第16条 （略） 2 第22条各号のいずれかに掲げる者から引き続いて新たに職員となった者又は第23条に該当する者の職務の級の決定について、前項の規定による場合は著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の職務の級を決定することができる。 （号給の決定） 第19条 <u>新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</u> <u>（1）次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める号給</u> <u>ア 第16条の規定により決定された職務の級の号給が次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給</u> <u>イ 第16条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第27条第1項又は第28条第1項の規定により得られる号給</u> <u>（2）初任給基準表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員 その者の属する職務の級の最低の号給</u> 2 職務の級の最低限度の資格を超える学	（職務の級の決定） 第16条 （略） 2 第22条各号のいずれかに掲げる者から引き続いて新たに職員となった者又は第23条若しくは第24条ただし書に該当する者の職務の級の決定について、前項の規定による場合は著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の職務の級を決定することができる。 （号給の決定） 第19条 <u>新たに職員となった者の号給は、第16条の規定により決定された職務の級の号給が次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第27条第1項又は第28条第1項の規定により得られる号給とする。この場合において、その者に適用される同表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めがないとき、又は当該その者に適用される区分に対応する学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみをその者が有するときは、その者の属する職務の級の最低の号給とする。</u>

歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条第3項から第23条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(前歴調整)

第21条 次に掲げる経験年数を有する職員については、その者の受けるべき第19条(前条第3項の規定による場合を含む。)の規定による号給(以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年(第18条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて企業長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち企業団の他の職員との均衡を考慮して企業長が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、15月)で除して得た数に別表第10に定める昇給号給数表の第3号区分欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数(1に満たない端数は、切り捨てる。)を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

(1) 基準号給が第19条第1項第1号の規定による号給である職員については、初任給基準表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴(前条第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数(同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者にあつては、その者の選抜されたその者の任用の基礎となった試験に合格したとき以後の最初の4月1日以後の経験年数)

(2) 基準号給が第19条第1項第2号の規定による号給である職員、その者に適用される区分に対応する初任給基準表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の資格の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員及び職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給及び同項第1号イの規定により昇格したものとした場合に第27条第1項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給である場合であつて、当該昇

(前歴調整)

第21条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、その者の受けるべき第19条(前条第3項の規定による場合を含む。)の規定による号給(以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年(第18条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて企業長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち企業団の他の職員との均衡を考慮して企業長が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、15月)で除して得た数に別表第10に定める昇給号給数表の第3号区分欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数(1に満たない端数は、切り捨てる。)を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

(1) 基準号給が第19条前段の規定による号給である職員については、初任給基準表において別に定めるもののほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴(前条第3項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数(同表の備考に定める基準学歴よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者にあつては、その者の選抜されたその者の任用の基礎となった試験に合格したとき以後の最初の4月1日以後の経験年数)

(2) 基準号給が第19条後段の規定による号給である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に4分の5(その決定しようとする職務の級の年数のうち5年(第18条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数)までの年数にあつては、2分の2)を乗じて得た年数を超える経験年数

<u>格前の号給の号数に1を加えた号数の号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に同項の規定により得られる号給が職務の級の最低の号給でない場合の最低の号給を除く。）</u>である職員については、その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の年数に4分の5（その決定しようとする職務の級の年数のうち5年（第27条第3項の規定の適用を受ける者については、5年に加算年数を加えた年数）までの年数にあっては、2分の2）を乗じて得た年数を超える経験年数 2 （略） （号給の決定の特例） 第22条 <u>次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。</u> （1）—（4） （略） <u>第24条 削除</u> （昇給） 第30条 （略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な<u>成績以上の成績</u>で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。 3—5 （略） （昇給区分及び昇給の号給数） 第32条 （略） <u>2 第30条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第10に定める昇給号給数表に定める号給数とする。</u>	2 （略） （号給の決定の特例） 第22条 <u>次の各号に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、企業長の定めるところによりその者の号給を決定することができる。</u> （1）—（4） （略） <u>第24条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格の定めがなく、かつ、同表の備考にその基準学歴の定めのない試験又は職種欄の適用を受ける職員については、第20条第2項及び第3項、第21条、第22条並びに前条の規定は適用しない。ただし、第22条の規定に該当する事情がある者については、企業長が別にその者の号給を決定することができる。</u> （昇給） 第30条 （略） 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。 3—5 （略） （昇給区分及び昇給の号給数） 第32条 （略） <u>2 前項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める第1号区分又は第2号区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致し、かつ、職員の総数に占める第1号区分及び第2号区分に決定する職員の合計数の割合は、5割を超えてはならない。</u> <u>3 第30条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第10に定める昇給号給数表に定める号給数とする。</u>
--	---

3 次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、第1項に規定する昇給区分に対応する<u>前項</u>の昇給の号給数にかかわらず、当該各号の職員の区分に応じて企業長が別に定めるものとする。 (1)―(4) (略) 4 (略) 5 前3項までの規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。 6 第2項から第4項までの規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第29条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、<u>第2項から第4項までの規定にかかわらず</u>、当該相当する号給数とする。 附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 この規程の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という。）前に、大阪府の職員であった者であって引き続き<u>施行日</u>に職員となった者のうち、<u>施行日</u>においてなお大阪府の職員であった場合に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年大阪府条例第13号）附則第7項の規定による給料を支給されるものに対する給料の支給については、同項及び職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成23年大阪府条例第3号）附則第3項及び第4項の規定の例による。 3―6 (略) 7 施行日前に、大阪府の職員であった者であって引き続き<u>施行日</u>に職員となった者のうち、<u>施行日</u>においてなお大阪府の<u>職員</u>であった場合で職員の給料に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年大阪府人事委員会規則第6号）附則第4項から第6項までの規定を適用される大阪府の<u>職員</u>であったものに係る<u>施行日以後</u>における最初の昇格後の号給については、これらの規定の例により定められる号給とする。 別表第3（第17条関係） 別紙のとおり 別表第4（第17条関係） 別紙のとおり	<u>ただし、同表によることができない場合にあっては、企業長が昇給号給数を決定することができる。</u> 4 次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、第1項に規定する昇給区分に対応する<u>第3項</u>の昇給の号給数にかかわらず、当該各号の職員の区分に応じて企業長が別に定めるものとする。 (1)―(4) (略) 5 (略) 6 第3項から<u>前項</u>までの規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。 7 第3項から第5項までの規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第29条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、<u>第3項から第5項までの規定にかかわらず</u>、当該相当する号給数とする。 附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 この規程の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という。）前に、大阪府の職員であった者であって引き続き<u>施行日以後</u>に職員となった者のうち、<u>施行日以後</u>においてなお大阪府の職員であった場合に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年大阪府条例第13号）附則第7項の規定による給料を支給されるものに対する給料の支給については、同項及び職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成23年大阪府条例第3号）附則第3項及び第4項の規定の例による。 3―6 (略) 7 施行日前に、大阪府の職員であった者であって引き続き<u>施行日以後</u>に職員となった者のうち、<u>施行日以降</u>においてなお大阪府の<u>公務員</u>であった場合で職員の給料に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年大阪府人事委員会規則第6号）附則第4項から第6項までの規定を適用される大阪府の<u>公務員</u>であったものに係る<u>施行日以後</u>における最初の昇格後の号給については、これらの規定の例により定められる号給とする。 別表第3（第17条関係） 別紙のとおり 別表第4（第17条関係） 別紙のとおり
---	---

別表第6（第18条関係）	別紙のとおり	別表第6（第18条関係）	別紙のとおり
別表第7（第20条関係）	別紙のとおり	別表第7（第20条関係）	別紙のとおり
別表第10（第32条関係）	別紙のとおり	別表第10（第32条関係）	別紙のとおり

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。